

(意見書案第 22 号)

後期高齢者医療の保険料軽減を求める意見書

11月に開催された北海道後期高齢者医療広域連合議会において、来期の保険料試算が示され、現行一人当たり保険料（67,242円）を11.05%上回る74,675円となることを明らかにした。

現在の保険料設定に当たって同広域連合は、被保険者の保険料抑制のために剰余金約30億円と北海道後期高齢者医療財政安定化基金を活用してきた。このような措置を講じて被保険者の負担を軽減することは喫緊の課題である。

国民の所得は年々減り続け、道内においても2011年の平均所得は300万円（世帯）で全国36位となっている。また、厚生労働省の発表による2012年9月30日のデータによれば、北海道の被保険者のうち約60%が所得なし層となっている。こうした中で2013年度当初における滞納被保険者は延べ15,000人を超えており、この上、保険料が値上げになれば高齢者の暮らしにとって耐えがたいこととなり、安心して医療を受けることができなくなる。

よって、政府においては後期高齢者医療の保険料軽減について、地方に負担を転嫁することなく、国が責任を持って対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } 宛